## 都市計画の決定状況

詳細は職員に確認してください

		西条町・八本松町 志和町・高屋町	黒瀬町	河内町	安芸津町	福富町	豊栄町
都市計画区域		(東広島都市計画)		(河内都市計画) (一部、区域外) ※区域外は建蔽率 ・容積率の指定なし	(安芸津都市計画)	× (区域外) ※建蔽率 ・容積率の 指定なし	× (区域外) ※建蔽率 ・容積率の 指定なし
区域区分(線引き)		(有り) (有り) ※調整区域は建蔽率 70%、容積率 400% ただし、開発許可において、別に指定 している箇所あり。		<b>X</b> (無し)	<b>×</b> (無し)	<b>メ</b> (無し)	<b>X</b> (無し)
地域 地区	用途地域	○ (有り) ※一低層、二低層は 建築物の高さの限度 10m		<ul><li>(有り)</li><li>※一低層は建築物の高さの限度 10m</li><li>※用途地域を指定していない土地の建蔽率70%、容積率400%</li></ul>	<ul><li>(有り)</li><li>※二低層は建築物の高さの限度 10m</li><li>※用途地域を指定していない土地の建蔽率70%、容積率400%</li></ul>	<b>×</b> (無し)	<b>X</b> (無し)
	防火地域 準防火地域	<b>×</b> (無し)	<b>X</b> (無し)	<b>X</b> (無し)	<b>×</b> (無し)	<b>X</b> (無し)	<b>X</b> (無し)
	<参考> 建築基準法 22 条(屋根)と 23 条(外壁)の適用	<b>〇</b> (有り)	<b>O</b> (有り)	▲ (都市計画区域内 のみ適用有り)	O (有り)	<b>×</b> (無し)	<b>×</b> (無し)
	景観地区 風致地区	<b>×</b> (無し)	<b>X</b> (無し)	<b>X</b> (無し)	<b>×</b> (無し)	<b>X</b> (無し)	<b>X</b> (無し)
	<参考> 東広島市独自景観取組	(白市景観形成要綱)	<b>×</b> (無し)	× (無し)	<b>×</b> (無し)	<b>×</b> (無し)	<b>X</b> (無し)
	<参考> 広島県景観条例の適用	<b>O</b> (有り)	<b>O</b> (有り)	(有り。広告物も含む)	<b>O</b> (有り)	<b>×</b> (無し)	<b>O</b> (有り)
	臨港地区	<b>×</b> (無し)	<b>X</b> (無し)	<b>×</b> (無し)	<b>O</b> (有り)	<b>X</b> (無し)	<b>X</b> (無し)
	その他 (※1)	<b>X</b> (無し)	<b>X</b> (無し)	<b>X</b> (無し)	<b>X</b> (無し)	<b>X</b> (無し)	<b>×</b> (無し)
	※1···特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住調整地域、 特定用途誘導地区、特定防災街区整備地区、駐車場整備地区、歴史的風土特別保存地区、第一種·第二種歴史的風土保存地区、緑地保全地域、 特別緑地保全地区、緑化地域、流通業務地区、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区、航空機騒音障害防止地区、航空機騒音障害防止特別地区						
都市計画道路		<b>O</b> (有り)	<b>O</b> (有り)	<b>×</b> (無し)	<b>O</b> (有り)	<b>メ</b> (無し)	<b>メ</b> (無し)
土地区画整理事業		<b>O</b> (有り)	<b>X</b> (無し)	<b>メ</b> (無し)	<b>×</b> (無し)	<b>X</b> (無し)	<b>X</b> (無し)
地区計画		<b>O</b> (有り)	<b>O</b> (有り)	<b>O</b> (有り)	<b>X</b> (無し)	<b>X</b> (無し)	<b>X</b> (無し)
立地適正化計画		0	0	Δ	0	×	×
居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設 宅地造成工事規制区域		(有り)	(有り)	(一部、区域外)	(有り)	(無し)	(無し)
⇒詳細は開発指導課へ		(全域)	(全域)	(一部)	(全域)	(一部)	(一部)
その他 (※2) ※2…促進区域(市街地再開発促進区域、土地区		<b>メ</b> (無し)	<b>メ</b> (無し)	(無し)	<b>X</b> (無し)	<b>メ</b> (無し)	<b>メ</b> (無し)

※2…促進区域(市街地再開発促進区域、土地区画整理促進区域、住宅街区整備促進区域、拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域)、遊休土地転換利用促進地区、 被災市街地復興推進地域、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業、 市街地開発事業等予定区域、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画、集落地区計画